

資料1

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係

障がい者施策に関する市町村の計画は、①障がい者計画、②障がい福祉計画、③障がい児福祉計画の3種類があります。

このうち、今回は、②と③について、計画期間の満了に伴い、改定を行います。

①障がい者計画

「障害者基本法」に規定されている障がい者施策全般にわたる計画です。

②障がい福祉計画

「障害者総合支援法」に規定されている、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画です。

③障がい児福祉計画

「児童福祉法」に規定されている、障がい児福祉サービス、障がい児相談支援等の提供体制の確保に関して定める計画です。

計画の期間

年 度	2018 昭和 30	2019 令和元	2020 令和 2	2021 令和 3	2022 令和 4	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8
障がい福祉計画	第5期			第6期			第7期		
			見直し			見直し			
障がい児福祉計画	第1期			第2期			第3期		
			見直し			見直し			
<参考> 障がい者計画	第3次			第4次					
			見直し						

## 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に関する 国・大阪府の基本指針について

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国・大阪府が作成する基本指針をふまえて策定することが必要です。

国の指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和5年5月19日に告示されています。

### 1 国指針の主な改正内容

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定時からの改正事項の概要は、以下の通りです。これには、忠岡町だけでなく、大阪府が実施すべき事項も含まれており、忠岡町として取り組むべき事項に★を付しています。

#### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応★
- ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実★
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化★
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実★

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性★
- ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定★
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定★
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応★
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

#### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援★
- ・地域におけるインクルージョンの推進★
- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目

標に設定★

- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

#### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実★
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進★
- ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

#### ⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進★
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化★

#### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進★

#### ⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進★

#### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実★
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

#### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設★
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

#### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進★
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進★

#### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設★

#### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重★
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備★

#### ⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化★
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化★

## 2 成果目標に関する国・大阪府の考え方

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果指標についての国の基本指針と、それに対する大阪府の考え方は、以下の通りです。

項目		国の基本指針	大阪府の成果目標と基本的な考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	国と同様。
	施設入所者の削減数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の1.7%以上削減することを基本として、各市町村において目標値を設定する。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。	国と同様。
	精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)	令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。	国基準と異なる目標設定であるが、令和8年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人とし、各市町村においては、この目標値を1年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定する。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。
	精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)	令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。	国と同様。

<p>地域生活支援の充実(地域生活支援拠点等整備の関係)</p>	<p>令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。【新規】</p>	<p>国と同様。</p>	
<p>地域生活支援の充実(強度行動障害の関係)</p>	<p>令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】</p>	<p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施</li> <li>・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル(令和4年3月)を参考とした取組を実施</li> </ul>	
<p>福祉施設から一般就労への移行等</p>	<p>就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標</p>	<p>令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3</p>	<p>国の基本指針を踏まえ、令和8年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援 1.31倍以上、就労継続支援A型 1.29倍以上、就労継続支援B型 1.28倍以上とすることを大阪府の目標として設定する。</p>

	<p>年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。</p> <p>また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】</p>	<p>また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする。</p>
一般就労後の定着支援に関する目標	<p>就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。【新規】</p> <p>就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。</p> <p>また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】</p>	<p>国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の 1.41 倍以上とする。</p> <p>就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。</p> <p>また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。(全市町村に設置)</p>
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	<p>国の基本指針には記載なし。</p>	<p>大阪府の工賃の令和8年度の目標の設定については、令和3年度の各事業所の目標額と達成状況(実績額)を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。</p>

		各市町村においては、管内の就労継続支援 B 型事業所において設定した令和3年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力する。
相談支援体制の充実・強化等	<p>令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</p> <p>※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】</p>	<p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置(複数市町村による共同設置含む)するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保する。</p> <p>また、令和8年度末までに、全ての市町村の協議会(複数市町村による共同設置含む)において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。</p> <p>府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進する。</p>
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。	国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等

の質を向上させるため、府において下記の目標を設定する。(令和8年度末までに)

- ・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。
- ・指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。

市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定する。

国の基本指針の趣旨を踏まえ、府において相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成するとともに意思決定支援に関する研修を推進することを目標とする。

〔障害児分〕

項目	国の基本指針	大阪府の成果目標と基本的な考え方
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	<p>令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。(地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する)</p>	<p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域で少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>また、未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。</p>
	<p>各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。【新規】</p>	<p>国と同様。ただし、構築に「努める」。</p>
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	<p>「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。【新規】</p> <p>また、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進する。【新規】</p>	<p>難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための計画策定については、第5次大阪府障がい者計画(後期計画)(仮称)に位置づける。(目標としては設定しない。)</p> <p>また、国の基本指針の趣旨を踏まえ、福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、保健医療・福祉・教育等の関係機関との連携によりきこえない・きこえにくい子どもの相談支援など、難聴児に係る切れ目ない支援を推進する。</p> <p>難聴児に関する関係機関の協議の場として大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例評価部会において、難聴</p>

		<p>児支援担当部局をはじめ、保健医療・福祉・教育等の関係機関が日常的な連携や情報交換を行う。部会の他、難聴児支援担当部局の連携の場である「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」関連施策連携会議や、新生児聴覚検査関係機関連携会議などを活用し、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築する。</p>
<p>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p>	<p>令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p>	<p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定する。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定する。</p>
<p>医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置</p>	<p>令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること【新規】、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>	<p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府医療的ケア児支援センターを設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを1名以上配置し、医療的ケア児等の支援の総合調整を行う。府の協議の場にも、市町村支援につながるよう、少なくとも1名を参画させる。</p> <p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に</p>

		<p>応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化する。</p> <p>また、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。</p>
<p>障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置</p>	<p>障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。【新規】</p>	<p>国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府においては、子ども家庭センターが移行調整の責任主体となり、当該児童が15歳に到達した時、遅滞なく、市町村、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行調整を協議する「協議の場」を設け、円滑な移行調整を進める。</p> <p>また、政令市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるように目標を設定する。</p>

## 策定スケジュール

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 基礎データ等の整理分析		→											
2 アンケート調査の実施					→								
3 団体調査の実施				●									
4 施策進捗状況の総括						→							
5 成果目標・サービス 見込量の設定支援							→						
6 計画骨子案・素案の検 討・作成							→			パブ コメ			
7 計画最終案の作成										→			
8 計画書・概要版の作成												→	
忠岡町障害者施策推進協議会 の開催（予定）				●			●			●		●	